

教育委員会制度の歩みと改革

教育委員会制度創設(昭和23年)

教育の地方分権

教育行政への民意の反映

・全ての市町村に教育委員会を設置(昭和27年)

教育委員公選制等見直し(昭和31年)

教育委員の公選制廃止(任命制の導入)

教育委員会に党派的对立が持ち込まれる弊害を解消

教育長の任命承認制度の導入

教育長の任命にあたって、国や都道府県教委が承認

教育委員会による予算案・条例案の議会提案権の廃止

一般行政との調和

教育における「団体自治」を強化(平成11年法改正)

教育長の任命承認制度の廃止

地方の責任による教育長の任命

指導等に関する規定の見直し

市町村立学校に関する都道府県の基準設定権の廃止

地方の主体性の尊重

教育における「住民自治」を強化(平成13年法改正)

教育委員の構成の多様化

(委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、保護者が含まれるよう努めることを規定。)

地域の多様な意向の反映

教育委員会会議の原則公開

教育行政の説明責任を果たす

教育行政に関する相談窓口の明示

地域の意見に的確に対応

地方公共団体の責任の拡大(地方分権)

地域の意向を反映した主体的な教育行政の推進